



お手数ですが、WEBセミナー視聴中は皆様のマイクをミュートにさせていただき、ご協力をお願いいたします。

KPMG WEBセミナー

ミャンマーにおけるCOVID-19に 対する税務上の経済救済策

2020年6月5日

KPMG Myanmar

1. ミャンマーにおけるCOVID-19経済救済策の概要
2. 税務上の経済救済策の詳細
3. 税務以外の経済救済策の概要（金融緩和や投資促進措置など）

お手数ですが、WEBセミナー視聴中は皆様のマイクをミュートにさせていただき、ご協力をお願いいたします。



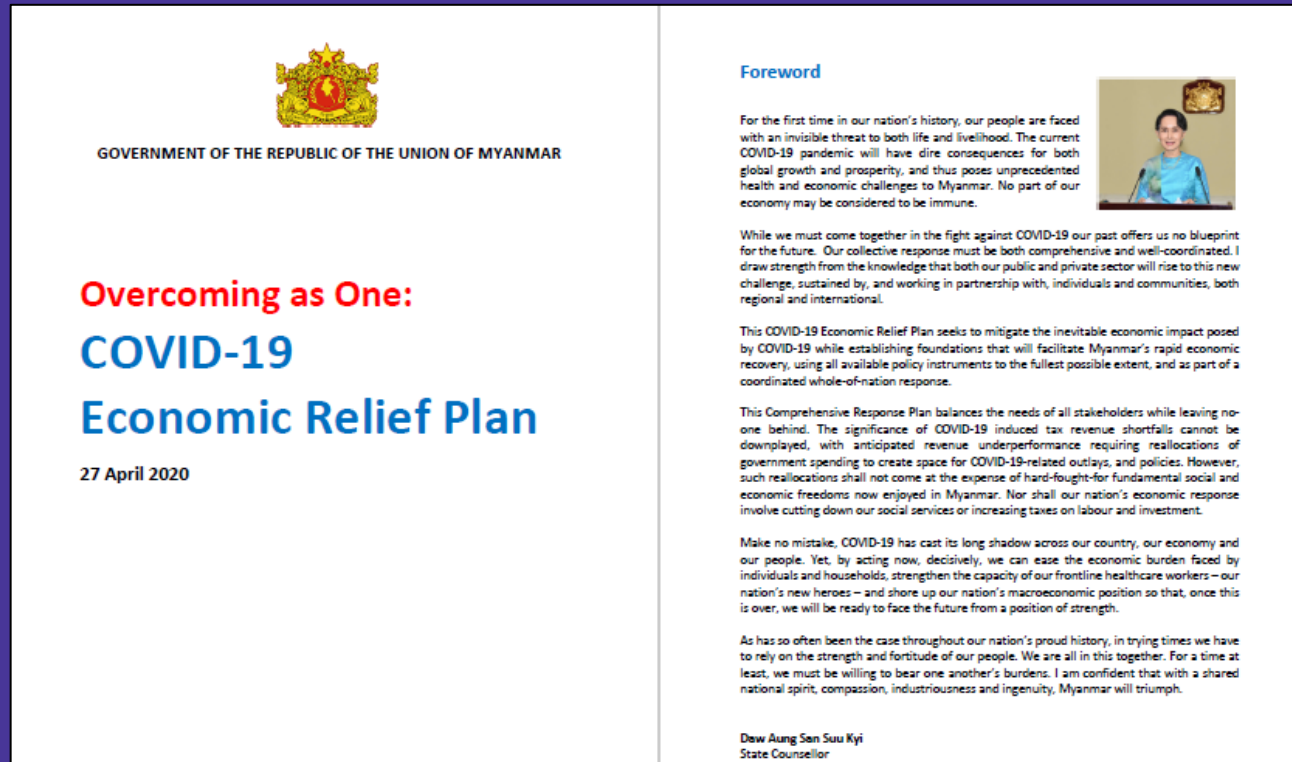
1.COVID-19 経済救済策の概要

1.COVID-19 経済救済策の概要

① ミャンマー政府による経済救済策公表の経緯

お手数ですが、WEBセミナー視聴中は皆様のマイクをミュートにしてください、ご協力をお願いいたします。

COVID-19のパンデミックは世界中を襲い、人々の移動制限や工場での生産停止など大きな影響が出ています。ミャンマーにおいても、3月23日に初の感染者が確認されて以降、確認された感染者が増加しており、医療関係者はもとより縫製業やホテル・観光業を始めとした幅広い業種にも大きな経済的影響がでています。このような状況においてミャンマー政府は、COVID-19による経済的影響を受けた個人・企業の救済及び早期回復を目的とした経済救済策として“COVID-19 Economic Relief Plan”、以下「CERP」)を4月27日に公表しました。



The image shows the cover page of the COVID-19 Economic Relief Plan (CERP) document. On the left side, there is the coat of arms of Myanmar at the top, followed by the text "GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR". Below this, the title "Overcoming as One: COVID-19 Economic Relief Plan" is written in red and blue, with the date "27 April 2020" underneath. On the right side, there is a "Foreword" section with a small photo of a woman speaking. The foreword text discusses the challenges of the COVID-19 pandemic and the government's response through the CERP. At the bottom right, it identifies the author as "Daw Aung San Suu Kyi, State Counsellor".

※CERPは下記の計画財務工業省のサイトからダウンロードできます。

[https://www.mopfi.gov.mm/sites/default/files/COVID-19%20Economic%20Relief%20Plan\(CERP\)-Eng_0.pdf](https://www.mopfi.gov.mm/sites/default/files/COVID-19%20Economic%20Relief%20Plan(CERP)-Eng_0.pdf)

② CERPの全体像

約20億ドル（2,200億円）
規模の経済対策

CERPは7つ達成目標、10の戦略、36の行動計画、76の具体的な救済策から構成されており、それぞれの救済策について実施時期と担当省庁・機関が明示されています。

7つの達成目標	10の戦略	36の行動計画
<p>1.金融緩和策によりマクロ経済環境を改善する</p> <p>2. 投資・貿易及び銀行セクターに対する改善策を通じて、民間セクターへの影響を緩和する</p> <p>3.労働者への影響を軽減する</p> <p>4.家庭への影響を緩和する</p> <p>5.革新的な製品及びプラットフォームを推進する</p> <p>6.医療制度を強化する</p> <p>7. COVID-19対応融資の利用拡大</p>	<p>1.1 金融緩和策の実施</p> <p>2.1 民間セクターへの影響緩和</p> <p>2.2 銀行セクターの負担緩和</p> <p>2.3 投資の促進</p> <p>2.4 国際貿易の促進</p> <p>3.1 作業員・労働者への影響緩和</p> <p>4.1 家庭への影響緩和</p> <p>5.1 革新的な製品の推進</p> <p>6.1 政府支出の増加及び規制改革</p> <p>7.1 資金及び臨時費の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 左記を達成するための36の行動計画と76の具体的な支援策が示されている。 ▪ 支援策の実施時期について「実施済」「直ちに」「可及的速やかに」「2020年中」などの実施時期が示されている。 ▪ それぞれの支援策については Responsibility Entityとして担当省庁・機関が割り当てられている。

また、目標を達成するための行動計画が着実にかつ透明性を持って実施されていることを適時にモニタリングするための指標も同時に定められています。なお、このCERPは状況の変化に応じて、継続的にかつ適時に更新されることとなっています。

お手数ですが、WEBセミナー視聴中は皆様のマイクをミュートにさせていただき、ご協力をお願いいたします。



2. 税務上の経済救済策の詳細

① 納税・支払期限の延長、免税（行動計画2.1.3）

項目	期限	対象者
(a) 法人税の納税期限の延長	(通常の納税期限) ・ 第2四半期（2020年1～3月）：2020年4月10日 ・ 第3四半期（2020年4～6月）：2020年7月10日 ⇨2020年9月30日まで延長（申請不要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ CMP 事業*1を行っている会社 ・ ホテル業・観光業を行っている会社 ・ 中小零細企業*2
(b) 商業税の納税期限の延長	(通常の納税期限) ・ 翌月10日（例えば4月の場合、5月10日） ⇨2020年9月30日まで延長（申請不要） （2020年4月1日から2020年8月31日までの支払い分）	同上

*1: CMP事業者とは、Cutting, Making and Packingの略で主に縫製業の委託加工事業者をいう。

*2: 中小零細企業の定義

- a) 製造業：土地を除く投資額が10億チャット（約8,000万円）以下の会社
- b) 卸売業：前年の売上高が3億チャット（約2,400万円）以下の会社
- c) 小売業：前年の売上高が1億チャット（約800万円）以下の会社
- d) サービス業：前年の売上高が2億チャット（約1,600万円）以下の会社
- e) a)～d)以外のその他の業種の場合：前年の売上高が1億チャット（約800万円）以下の会社

なお、前年は課税年度変更のためその会計期間は6ヶ月間であった。よって、前年の売上を2倍して推定した1年間の売上高にもとづき、この金額基準に該当するかを判断することになります。

金額基準を満たしてもSEZ法の適用を受ける会社（ティアワ会社）およびOversea Corporation(支店や駐在員事務所)には適用されません。

① 納税・支払期限の延長、免税（行動計画2.1.3）

お手数ですが、WEBセミナー視聴中は皆様のマイクをミュートにさせていただき、ご協力をお願いいたします。

項目	期限	対象者
(c)輸出時にかかる2%の前払法人税の免税	2020年9月30日まで	ミャンマー政府による承認を得た会社 (主にCMP輸出事業者)
(d)ホテル観光省へ支払うAnnual Feeの免除	2020年9月30日まで	ホテル業を行っている会社 (ツアー業を含む)
(e)社会保険料の支払期限の延長	(通常の支払期限) ・ 月末から15日以内 ⇒3ヶ月間の延長 (例えば5月の場合、通常6月15日が支払期限となるが、8月15日まで延長される)	<ul style="list-style-type: none"> ・ CMP事業を行っている会社 ・ ホテル業・観光業と行っている会社 ・ 中小零細企業

① 納税・支払期限の延長、免税（行動計画2.1.3）

項目	スケジュール
(f)医療品輸入時の特別物品税の免税（COVID-19の感染予防・治療目的に限る）	即時
(g)医療品輸入時の関税および商業税の免税（COVID-19の感染予防・治療目的に限る）	即時
(h)貨物トラックの主要道路および橋梁の通行料の免除	可及的速やかに

➤ (h) については少なくとも3つの主要道路に対して2020年9月30日まで適用される予定とモニタリング指標にて示されています。

② 税額控除（行動計画2.1.5）

項目	スケジュール
(a)給与の増加支給額の10%相当額の税額控除（還付不可）	可及的速やかに
(b)支給した給与額の125%相当額の追加所得控除（通常の25%割増）	同上
(c)資本的投資（≒設備投資）増加額の10%相当額の税額控除（還付不可）	同上
(d)減価償却費の125%相当額の追加所得控除（通常の25%割増。ただし当期1回に限る）	同上

- (a)、(c)および(d)については少なくとも100社に対して認められる予定であるとモニタリング指標にて示されています。ただし、大企業または中小零細企業が対象とされるのかについては明記されていません。
- 上記の給与の増加支給額および追加資本投資額について、その定義および算出方法は明記されていません。
- 所得控除額および税額控除額は、期末における財務諸表に計上された金額にもとづき算出されることになると考えられます。
- 詳細については明記されていないため、今後ガイダンス等の公表が待たれます。

③ 給与にかかる源泉税の申告・納付期限の延長

CERPの中に含まれている税務上の救済策ではありませんが、IRD（歳入局）により以下の内部通達が各所轄税務署(Township Officeを含む)へ指示されており、実際に運用されています。

項目	内容
給与にかかる源泉税の申告・納付期限の延長	<p>(通常の申告・納税期限)</p> <ul style="list-style-type: none">源泉徴収日から7日以内 <p>⇒四半期ごとの申告・納付が認められる。 <u>ただし、Township Officeによる承認が必要。</u></p> <p>例えば、源泉徴収日が月末の場合</p> <ul style="list-style-type: none">4月～6月の申告・納税期限：7月7日7月～9月の申告・納税期限：10月7日

- 申告書類であるWaNga15へのマネジメントによるサインは必要ですが、サイン後のWaNga15の原本の提出は求められておらず、コピーの提出が認められています。

お手数ですが、WEBセミナー視聴中は皆様のマイクをミュートにさせていただき、ご協力をお願いいたします。



3. 税務以外の経済救済策の概要

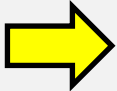
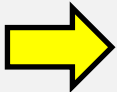
3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標1：金融緩和策によりマクロ経済環境を改善する

戦略、行動計画及び具体的支援策		スケジュール	担当省庁・機関
1.1. 金融緩和策の実施			
1.1.1. 金利引下げ	(a) 銀行の預金及び貸出金利の上限を3%引き下げる。	実施済み	CBM
	(b) 基準金利に対する変動幅を市況とより一層一致させることを認める。	実施済み	CBM
1.1.2. 銀行に対する預金準備率の引下げ	(a) 銀行に対する預金準備率を150ベースポイント以上引き下げる。	実施済み	CBM
1.1.3. クレジットオークションの実施	(a) 銀行及び金融セクターの流動性を高めるために、必要に応じてクレジットオークション（担保資産の自己競落）を実施する。	即時	CBM
1.1.4. 1回限りの対策として、財政赤字に対する中央銀行からの資金調達の拡大を認める	(a) COVID-19対策として、マネーサプライの増加目標に沿った適切な水準まで、必要に応じて財政赤字に対して中央銀行からの資金調達を増加する。	2020年末	MoPFI、CBM
1.1.5. 長期／短期国債の入札を削減する	(a) COVID-19特有の反応である経済の縮小効果を避けるために、（財政赤字に対する資金調達を目的とした）長期／短期国債の入札を一時的に縮小する。	2020年内	MoPFI、CBM

3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標2：投資、貿易及び銀行セクターに対する改善策を通じて、民間セクターへの影響を緩和する①

戦略、行動計画及び具体的支援策	スケジュール	担当省庁・機関	
2.1. 民間セクターへの影響緩和			
 <p>2.1.1. 低利の資金供給 (政府支出の増大)</p>	<p>(a) 影響を受けたMSME（中小零細企業）の運転資金を改善するために、CMPを行う会社、ホテル業/観光業を行う会社および中小零細企業を中心に年利1%で、1,000億チャットの1年間運転資金ローンを提供する。</p>	実施済み	予算局（MoPFI）、 対策本部
	<p>(b) MFIが確実に低利の資金調達を完全に利用できるようにする。</p>	即時	金融規制局（MoPFI）
	<p>(c) 市場の反応に応じて、資金供給規模を2,000～5,000億チャットに拡大する。</p>	2020年内	予算局（MoPFI）、 対策本部
	<p>(d) MEBとMADBの統合を加速させ、この機会を利用して、経済的に最も影響を受けている商業地域に既存の試験的な商業貸付プログラムを拡大する。</p>	2020年内	MoPFI
 <p>2.1.2. 信用保証制度</p>	<p>(a) 政府は銀行による（売上が10億チャット未満の）ミャンマー企業への運転資金用のすべての新規ローンのうち50%を保証する。ただし、当該企業はアクションプラン2.1.1.の受益者ではなく、2020年2月1日時点で雇用されているスタッフを維持または再雇用していることを条件とする。</p>	2020年内	MoPFI
	<p>(b) 経済の厳選された高成長セクター内の既存または新規企業に政府保証を拡大する。ただし、その成長がCOVID-19及びCOVID-19の結果によって影響を受けたと判断される企業に限る。</p>	2020年内	MoPFI

3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標2：投資、貿易及び銀行セクターに対する改善策を通じて、民間セクターへの影響を緩和する②

戦略、行動計画及び具体的支援策	スケジュール	担当省庁・機関	
2.1.3. 納税・支払期限の延長、免税（財政刺激策）	(a) 法人税の納税期限（3月31日を期限とする第2四半期分及び6月30日を期限とする第3四半期分）を2020年9月30日まで延長する。	実施済み	IRD（MoPFI）
	(b) 商業税の納税期限を2020年9月30日まで延長する。	実施済み	IRD（MoPFI）
	(c) 輸出品に課される2%の源泉税を免除する。	実施済み	IRD（MoPFI）
	(d) MoHTによって請求されるAnnual Feeを免除する。	実施済み	MoHT
	(e) 社会保険料の支払期限を3か月間延長する。	実施済み	MoLIP
	(f) COVID-19の予防及び抑制、治療に関連する重要な医療用品及び医療品に課される特別物品税を免除する。	即時	IRD（MoPFI）
	(g) COVID-19の予防及び抑制、治療に関連する重要な医療用品及び医療品の輸入に課される関税及び商業税を免除する。	即時	関税局（MoPFI）
	(h) 主要道路／橋梁を通行する貨物トラックに課される通行料を免除する。	可及的速やかに	MoCON
2.1.4. 影響を受けた企業に課されたリース料金の免除	(a)（国有の製造工場を借りている、事業部門において成長がみられる、かつ過去3か月間定期的に支払いを行っている）影響を受けた企業に課されたリース料金を、3～6か月間免除する。	即時	MoPFI
2.1.5. 税額控除（財政刺激策）	(a) 給与の増加支給額の10%の税額控除を実施する（還付不可）。	可及的速やかに	IRD（MoPFI）
	(b) 支払賃金の125%相当の損金算入を認める。	可及的速やかに	IRD（MoPFI）
	(c) 追加資本投資額の10%の税額控除を実施する（還付不可）。	可及的速やかに	IRD（MoPFI）
	(d) 当期の減価償却費の125%に相当する1回限りの減価償却費の増加を認める。	可及的速やかに	IRD（MoPFI）

3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標2：投資、貿易及び銀行セクターに対する改善策を通じて、民間セクターへの影響を緩和する③

戦略、行動計画及び具体的支援策	スケジュール	担当省庁・機関	
2.1.6. 貸出条件緩和及び返済条件変更	(a) 銀行は、長期間（3年を超えない）適時かつ定期的に元利を支払うMSMEに実行された既存のローンを条件緩和及び返済条件変更することができる。	実施済み	CBM
2.1.7. 農業経営者、小規模農産物加工業者、種子農家及び農業事業者への植え付け及び収入維持に関する支援	(a) COVID-19に関する情報伝達キャンペーンを支援する。	即時	MoALI
	(b) モンスーン期の植え付けに間に合うように材料購入を支援する、売上収益または送金収益を喪失した小農地所有農家への現金給付または貸付支援を行う。	2020年内	MoALI/MADB
	(c) 生産力強化及び市場とのつながりに関して助言することで補完的に支援する。	2020年内	MoALI
	(d) 移動制限解除後に、農業におけるキャッシュ・フォー・ワーク（現金を得るための仕事）プログラムを確立する。	2020年内	MoALI
2.2. 銀行セクターの負担緩和			
2.2.1 健全性規制における政策上のフレキシビリティ	(a) 自己資本規制、多額のエクスポージャー及び不良債権に関するフレキシビリティを3年まで認める。	実施済み	CBM
2.2.2. 想定される不良債権の銀行への影響の緩和	(a) 銀行が保有する潜在的な不良債権を5～7年間預託する資産管理会社を設立することで、猶予の機会を創出し貸出の伸び率に寄与する。	可及的速やかに	MoPFI、CBM
2.3. 投資の促進			
2.3.1. 投資承認プロセスの迅速化	(a) ファストトラック手続を通じて、（処理が現在遅延している）信頼できる国際的企業が提案し表明した大規模民間パイプライン投資を承認し開示する。	即時	MIFER, MoPFI
2.3.1. プロジェクトバンク（Project Bank）への参入を目的とした戦略的なPPPプロジェクトを開発するための募集プロセスを迅速化する	(a) 利用可能な取引の質を評価するためにコストの進展を監視した後、再生可能エネルギープロジェクトの募集を迅速化する。	2020年内	MoPFI, MoEE,
	(b) 戦略的なインフラプロジェクトの募集を迅速化する。	2020年内	MoPFI, MoEE, MoCON

3. 税務以外の経済救済策の概要

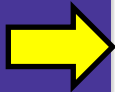
達成目標2：投資、貿易及び銀行セクターに対する改善策を通じて、民間セクターへの影響を緩和する④

戦略、行動計画及び具体的支援策	スケジュール	担当省庁・機関
2.3.2. 簡素化された調達プロセスによる投資を要請する	2020年内	MoPFI
2.3.3. 準備が整っており影響力の大きい公共投資を優先させる（政府支出の加速）	即時	予算局（MoPFI）、計画局（MoPFI）
	即時	予算局（MoPFI）、計画局（MoPFI）
2.4. 国際貿易の促進		
2.4.1. 貿易融資	2020年内	MoPFI、対策本部、CBM
2.4.2. 輸入プロセスを容易にする	即時	MoCOM, 関税局（MoPFI）
	即時	MoCOM、MoHS
2.4.3. 輸出プロセスを容易にする	即時	MoCOM
	即時	MoCOM

3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標3：労働者への影響を緩和する & 達成目標4：家庭への影響を緩和する

戦略、行動計画及び具体的支援策		スケジュール	担当省庁・機関
3.1. 作業員・労働者への影響緩和			
3.1.1. 労働給付の延長	(a) 失業状態の社会保障制度加入者に対する医療給付期間を失業日から6か月間を1年間に延長する。	実施済み	MoLIP
	(b) 医薬品及び旅費手当期間を失業日から6か月間を1年間に延長する。	実施済み	MoLIP
3.1.2. 労働集約型コミュニティ・インフラ・プロジェクトの実施	(a) 解雇された労働者または帰国した出稼ぎ労働者向けの労働集約型コミュニティ・インフラ・プロジェクトを実施する。	2020年内	MoPFI
4.1. 家庭への影響緩和			
4.1.1. 電気料金の免除	(a) 1か月につき最大150ユニットまで（大使館及び国際機関を除く）全世界帯に対し電気料金を免除する	実施済み	MoEE
4.1.2. 無条件の現金及び現物支給	(a) 脆弱世帯及び感染リスクの高い人たちへの食料の現物支給を行う。	実施済み	GAD
	(b) コミュニティベースのフードバンク及び食品関連協会を通じて非常食を提供する。	実施済み	MoCOM
	(c) MCCT対象者及び社会年金受給者に対して追加給付を行う（2～3か月）及び社会年金に対する年齢制限を引き下げる	即時	MoSWRR
	(d) 最も脆弱な地域の最も脆弱かつ影響を受けている世帯（国内難民を含む）に対して（モバイル送金により）現金支給を行う	2020年内	MoPFI、GAD、MoSWRR
4.1.3. 家庭への債務負担の緩和	(a) COVID-19の世界的流行により最も影響を受けた世帯の金利及び住宅ローン返済に関して、より柔軟な対応をするように民間金融機関と交渉する	即時	CBM



3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標5：革新的な製品及びプラットフォームを推進する

戦略、行動計画及び具体的支援策		スケジュール	担当省庁・機関
5.1. 革新的な製品の推進			
5.1.1. モバイル決済の利用促進	(a) 利用可能なモバイル決済サービス（KBZ Pay、CB Pay、Wave Money、M Pitesan、OK Dollarなど）の利用を促進する。ミャンマー政府も今後、実行可能なときは常に、モバイル決済を利用する。	即時	CBM
	(b) eコマース及びソーシャルコマースでの販売は、確実に、銀行振込やモバイル決済、クレジットカード決済など電子マネーのみを受けようとする。	2020年内	MoCOM、MOTC
5.1.2. eコマースシステム及びソーシャルコマースシステムの活用の促進	(a) 小売業者が、商品を掲載しオンラインで販売できる既存の国内／海外のeコマース及びソーシャルコマースのウェブサイトを利用するように促す。	即時	MoCOM、MOTC
	(b) 運送／物流会社がオンライン顧客に配送サービスを提供することを促進する。	即時	MoCOM、MOTC
	(c) 小売業者が商品を掲載しオンラインで販売できる中心的なeコマースウェブサイトを立ち上げる。	2020年内	MoCOM、MOTC
	(d) COVID-19と戦うための革新的なアイデアを求めて、ミャンマーのICT／eコマースコミュニティにおいて「Challenge Grant（助成金獲得）」コンテストを開始する。	2020年内	MoCOM、MOTC

3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標6：医療制度を強化する

戦略、行動計画及び具体的支援策		スケジュール	担当省庁・機関
6.1. 政府支出の増加及び規制改革による医療制度の発展（すべての実行計画は、医療分野緊急時対応計画に基づくアクションプランの実施を支援するために策定される）			
6.1.1. 隔離センター／施設の拡充	(a) 利用可能な政府施設を隔離センター／施設に早急に転用する。	即時	MoHS、州および地域政府
	(b) 隔離センター／施設用に、より多くの医療スタッフ及びボランティアを採用する。	即時	MoHS、州および地域政府
	(c) 隔離センター／施設の定期的な消毒を手配する。	即時	MoHS、州および地域政府
	(d) 実質的に可能な限り、隔離センター／施設に十分な設備やスタッフ、機材を確実に提供する。	即時	MoHS、州および地域政府
6.1.2. 主要な医療製品の輸入	(a) 長期間にわたる調達プロセスを経ることなく、COVID-19感染予防及び抑制、治療に必要な医療関連製品（マスク、個人用保護具、医薬品、人工呼吸器、ICU機器、心血管システム支援ツールなど）を（ネガティブな業績のない）著名なサプライヤーから早急に輸入する。	即時	MoHS
6.1.3. 感染予防策の改善	(a) 利用しやすい分かりやすい場所に手洗い場を設置する。	即時	MoHS、MOE、MoSWRR、州および地域政府
	(b) モバイル消毒チームの活用により消毒対象範囲を増やす。	即時	MoHS、州および地域政府
	(c) 国民にマスク及び感染予防情報パンフレットを配布するモバイルチームを発足させる。	即時	MoHS、州および地域政府
	(d) 実質的に可能な限り、集団検査を実施するためにモバイル集団検査チームを発足させる。	可及的速やかに	MoHS、州および地域政府
	(e) 廃棄物／廃水管理及び排水システム清掃を改善する。	2020年内	州および地域政府
6.1.4. 医療分野の人材能力の改善	(a) 医者、看護師、医療スタッフ、ヘルスケア従事者及び（緊急時に短期的に稼働する）ボランティアを採用しスキルを強化する。	2020年内	MoHS,
	(b) 実質的に可能な限り、ヘルスケア従事者に十分な設備及び防護必需品を提供する。	即時	MoHS
6.1.5. 既存の保健医療施設のアップグレード	(a) 様々な優先事項に基づき、既存の研究所の機能を高める。	2020年内	MoHS
	(b) 実質的に可能な限り、様々な優先事項に基づき既存の病院及び医療施設の機能を高める。	2020年内	MoHS
	(c) 電力供給が低い州及び地域においてCOVID-19感染患者に対応する特定医療（及び関連）施設に対して、（発電機及び燃料の提供／購入を含む）定期的かつ安定した電力供給を確保する。	2020年内	MoHS
	(d) 予防接種及び特別な医薬品のためのコールドチェーン維持用冷蔵設備を確保する。	2020年内	MoHS

3. 税務以外の経済救済策の概要

達成目標7： COVID-19対応融資の利用拡大

戦略、行動計画及び具体的支援策		スケジュール	担当省庁・機関
7.1. COVID-19資金及び臨時費の増加			
7.1.1. 予算の再配分	(a) COVID-19資金への再配分のために、すべての政府機関に配分された2019 – 2020年度予算を実質的に可能な限り最大10%まで削減する。	既に開始済	MoPFI
7.1.2. 予算の柔軟性及び反応性の向上	(a) 予算の柔軟性及び反応性を高め、予算臨時費を増加し、その規則及び報告における柔軟性を高める。	既に開始済	MoPFI
	(b) 予算再配分規則を近代化する。	既に開始済	MoPFI
7.1.3. COVID-19関連開発融資の利用拡大	(a) CERP及びミャンマーの幅広いCOVID-19対応の資金を調達するために、助成金及び無利子融資による外部からの開発融資の大幅な増加を実現させる。	既に開始済	MoPFI、MIFER、開発援助調整ユニット (DACU)

(まとめ) CERPの評価とアフターコロナ（ウィズコロナ）

現時点において日系企業が救済を受けられる措置はかなり限定的

救済策の着実な実施と具体策の明確化、追加的な施策も望まれる。

チャイナプラスワンの動きとミャンマー

オンライン取引の拡大とサイバーセキュリティ

2020年9月期の企業決算への影響



Contact us



坂本 大輔
Partner

E: dsakamoto1@kpmg.com



片桐 正晶
Assistant Manager

E: mkatagiri1@kpmg.com

home.kpmg/mm



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

@ 2020 KPMG Advisory (Myanmar) Ltd., a Myanmar limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



ご視聴頂き誠にありがとうございました。